

都市ガス普及促進割引[付帯契約型]
(選択約款)

平成29年10月1日実施



目 次

| | |
|-----------------|---|
| 1. 用語の定義 | 1 |
| 2. 付帯契約の種別 | 1 |
| 3. 適用条件 | 1 |
| 4. 契約の締結および契約期間 | 1 |
| 5. 割引額等 | 2 |
| 6. その他 | 2 |

付 則

| | |
|---------|---|
| 1. 実施時期 | 3 |
| (別表第1) | 3 |
| (別表第2) | 3 |

1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この選択約款の対象となる選択約款で規定するガス需給契約もしくは一般ガス供給約款で規定するガス使用契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

2. 付帯契約の種別

付帯契約の種別（以下「割引種別」という。）は、次のとおりといたします。

- ① 新規応援割引
- ② 子育て家庭割引
- ③ 都市ガス普及応援割引

3. 適用条件

この選択約款は、次の条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 主契約として、当社の定める約款（別表第1）にもとづく契約を締結すること。
- (2) 上記主契約にもとづく料金を口座振替又はクレジットカードによりお支払いになること。
- (3) 新規応援割引は、ガスを使用する建物ごとの区分を定める件（昭和60年通商産業省告示第461号。以下「告示」という。）第1条の表に定める建物区分のうち、一般住宅の建物区分に該当する建物で、新たにガスの工事の申し込みをすること。
- (4) 子育て家庭割引は、前条に加え、4（1）の規定による申し込み（割引種別の変更の申し込みを含みます。）の時に於いて、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供が使用者と同一世帯に属していること。
- (5) 都市ガス普及応援割引は、告示第1条の表に定める建物区分のうち、一般住宅の建物区分に該当する都市ガスを使用していない建物で、リフォームや燃料転換により新たにガスの工事の申し込みをすること。

4. 契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。また、割引種別を変更しようとするときも同様といたします。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から、36か月目の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前の場合は、そのガ

スの使用を開始する日を適用開始日とし、その日から、36か月目の定例検針日までといたします。

- (4) 既に主契約を締結しているお客さまが、主契約の変更又は割引種別の変更の申し込みをする場合の契約期間は、(3)の適用開始日から36か月目の定例検針日までといたします。
- (5) 主契約を解約した場合は、当該解約の日をもって付帯契約の解約の期日といたします。

5. 割引額等

- (1) 割引額は、割引種別（別表第2）の区分に応じて定めます。
- (2) 割引額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げた額を割引額といたします。
- (3) 付帯契約の契約期間における早収料金は、主契約の早収料金から(1)に定める割引額を差し引いた額といたします。

6. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款及び選択約款の各約款を適用いたします。

付 則

1. 実施期日

この選択約款は、平成29年10月1日から実施いたします。

(別表第1)

(1) 主契約として当社の定める約款は、次のとおりといたします。

一般ガス供給約款、家庭用ガス温水暖房契約、家庭用ガスコージェネレーションシステム契約、小型空調パッケージA契約、家庭用暖房契約

(2) その他当社が定める選択約款等に対しこの選択約款を適用する際には、その選択約款等への記載にて規定いたします。

(別表第2)

| 割引種別 | 割引額（1月につき） |
|------------|---------------|
| 新規応援割引 | 主契約のガス料金×0.05 |
| 子育て家庭割引 | 主契約のガス料金×0.10 |
| 都市ガス普及応援割引 | 主契約のガス料金×0.10 |